

沖縄総合事務局開発建設部の建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（案）【建設系】

（平成31年度版）

平成31年4月
沖縄総合事務局
開発建設部

まえがき

公共工事は、施工者の技術力等により品質が左右される。また、公共工事の上流部において実施される調査・設計業務についても、公共工事と同様に、業務を実施する技術者の技術力等が成果品の品質に大きな影響を与えるところである。

一方で、現在の我が国の厳しい財政状況を背景に、公共投資の削減が続けられてきた結果、公共工事と同様に、それに係る調査・設計についても不適格業者の参入によるいわゆるダンピング受注の発生や成果品の品質低下など、公共工事の品質確保についても、懸念が高まってきた。

このような背景を踏まえ、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成 17 年 3 月に成立、4 月より施行された。本法律では、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないと規定されている。また、本法律を踏まえて、平成 17 年 8 月 26 日に閣議決定された『公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(基本方針)』において、公共工事に係る調査・設計の品質の確保に関しても価格と品質が総合的に優れた内容の契約とすることが必要と位置づけられた。

その後、平成 20 年 5 月に財務省との包括協議が整い、建設コンサルタント業務等においても総合評価落札方式を本格的に導入することとなり、平成 21 年 3 月に「設計コンサルタント業務等成果の向上に関する懇談会」において、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」を定めたところであるが、「総合評価落札方式の改善に関する取り組み方針(案)について」(平成 22 年 3 月 29 日付け国官技第 360 号)及びその後の実施状況等を踏まえ、同ガイドラインが改定され、当局に「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成 23 年 6 月 30 日付け国官技第 107 号)として参考送付されたことを受け、建設コンサルタント業務審査委員会等の指摘等も含めて、「沖縄総合事務局開発建設部の建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン【建設系】(案)」(平成 24 年度版)として策定した。今回、平成 30 年度版での運用状況を勘案し、内容の一部を改定するものである。本運用ガイドラインの適用は平成 31 年 4 月 1 日以降公告手続きを開始する業務とする。

本運用ガイドラインに記載している評価項目等の設定については、あくまでも一般的、標準的なものとして記載しているものであり、個々の業務における評価項目等の設定にあたっては、業務特性、地域特性に応じて適切に行うものとする。

— 目 次 —

I. 入札・契約

1.	入札・契約方式の概要	I - 1
1 - 1.	入札・契約手続き選定の考え方	I - 1
2.	競争参加資格要件等	I - 10
2 - 1.	競争参加資格要件及び提出資料等	I - 10
3.	特定者及び落札者の決定	I - 12
3 - 1.	プロポーザル方式	I - 12
3 - 2.	総合評価落札方式	I - 12
4.	情報公開	I - 13
4 - 1.	プロポーザル方式	I - 13
4 - 2.	総合評価落札方式	I - 14

II. プロポーザル方式及び総合評価落札方式

1.	プロポーザル方式及び総合評価落札方式の実施手順	II - 1
1 - 1.	具体的な実施手順	II - 1
2.	プロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価	II - 4
2 - 1.	審査・評価に関する基本的な考え方	II - 4
3.	中立かつ公平な審査・評価	II - 11
3 - 1.	第三者機関による審査の基本的な考え方	II - 11
4.	評価内容の担保	II - 11

I. 入札・契約

1. 入札・契約方式の概要

1-1. 入札・契約手続き選定の考え方

建設コンサルタント業務等の契約にあたっては、当該業務の内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合を除き、プロポーザル方式、総合評価落札方式（標準型又は簡易型）のいずれかの方式を選択することを基本とする。

なお、発注方式の選定に当っては、「発注方式の選定フロー」（図 I-1）及び「標準的な発注方式事例（以下「標準発注事例」という。（図 I-2. ①～⑥））」に基づき適切に設定するものとする。

なお、技術提案・交渉方式により優先交渉権者が実施する技術協力業務および設計業務の発注に当たっては、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（平成29年12月改正）」によるものとし、事業促進PPP（事業監理業務）の発注に当たっては、「国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン（平成31年3月）」によるものとする。

各手続きの区分及び概要は以下のとおり

○プロポーザル方式

当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて、仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できる業務。

予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争入札方式とする。

○総合評価落札方式（標準型又は簡易型）

事前に仕様を確定可能であるが、実施方針や技術提案を求めるこことにより、より品質の高い成果が期待できる業務。

総合評価落札方式を選定した場合において、当該業務の実施方針以外に、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ（評価テーマ）を示し、評価テーマに関する技術提案を求めるこことによって、品質向上を期待する業務の場合は、標準型の総合評価落札方式を選定し、評価テーマに関する技術提案を求める必要がない場合は、簡易型の総合評価落札方式を選定する。

○価格競争入札方式

事前に仕様を確定可能であり、入札参加要件として一定の資格・成績等を付すことにより適切な成果が期待できる業務。

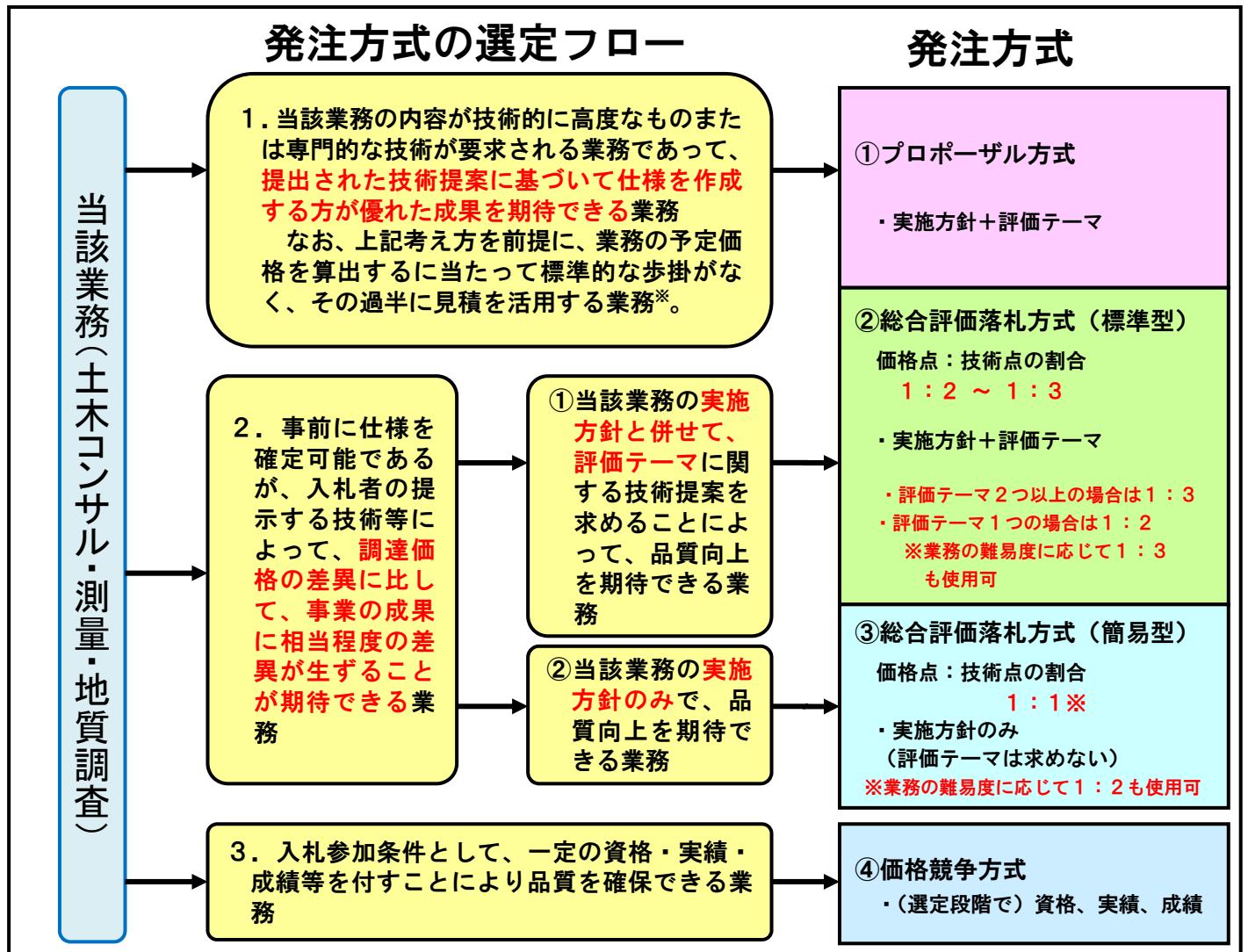
○プロポーザル方式と総合評価落札方式の境界線上にある業務（図 I-2. ⑤、⑥）

プロポーザル方式と総合評価落札方式の境界線上にある業務及びこれに類する業務の発注方式の選定については、以下を基本とする。

- ①事前に仕様^{*1}を確定できない業務については、プロポーザル方式での発注を基本とする。
 - ②事前に仕様を確定可能であるが、プロポーザル方式で発注したほうがより良い成果が期待できる業務についてはプロポーザル方式での発注を基本とする。
 - ③上記①、②に該当しない業務については、原則、総合評価落札方式（標準型1：2）で発注することとし、評価テーマは1つとする。
 - ④なお、特殊なケース^{*2}については上記以外の選択もあり得る。
- ※1 仕様とは、業務の目的にかなう成果物を得るための方法や手段。
- ※2 特殊なケースとは、例えば全国的に統一した発注方式で発注する場合等。

○総合評価落札方式と価格競争方式の境界線上にある業務（図I-2. ⑤、⑥）

標準発注事例における総合評価落札方式と価格競争方式の境界線上にある業務及びこれに類する業務の発注方式の選定に当たっては、受発注者双方の事務簡素化の観点等より、価格競争方式での実施を検討するものとする。



※ 予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争方式を選定できる。

図 I - 1 発注方式の選定フロー

【道路事業】

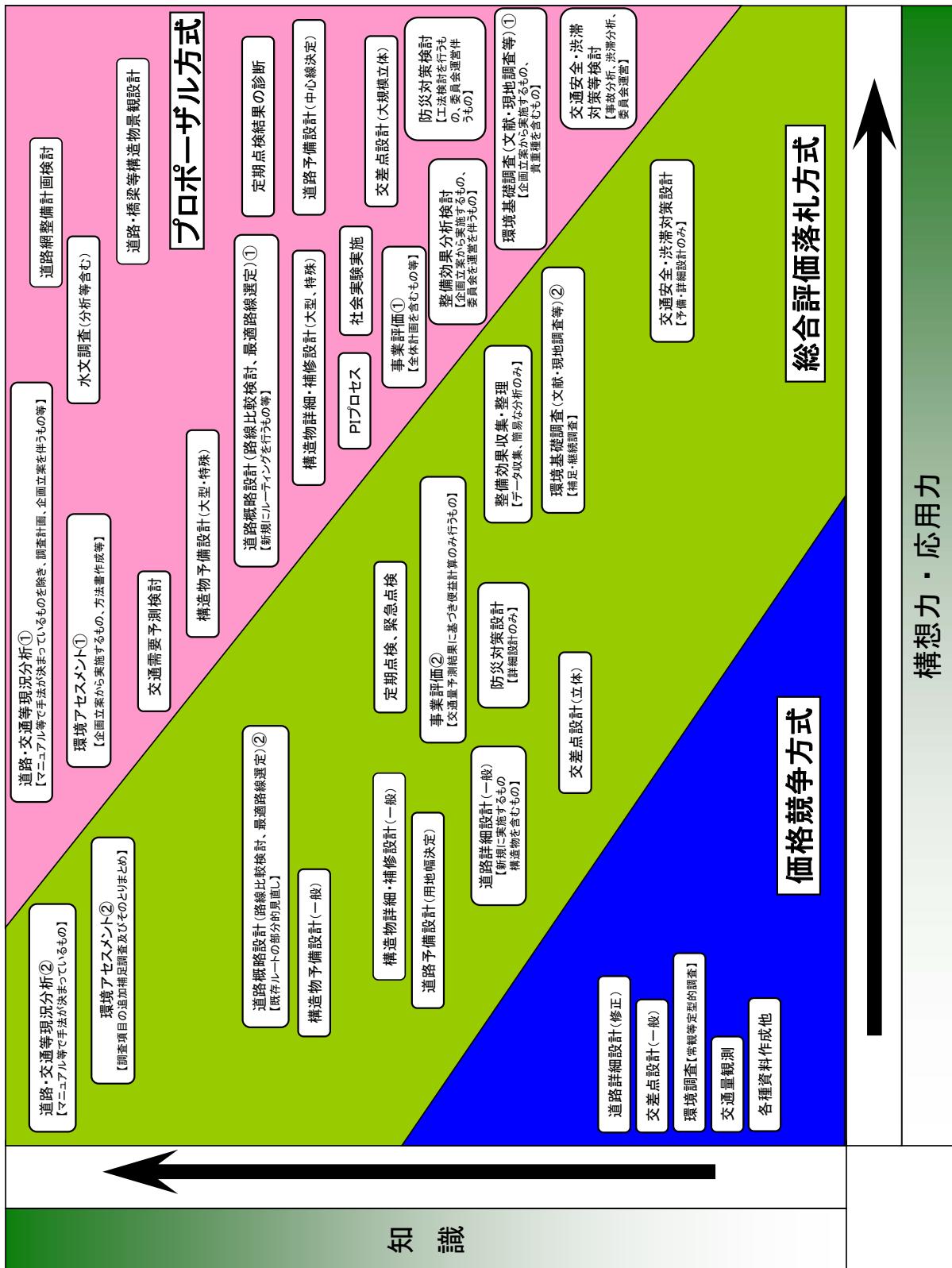


図 I - 2. ①標準的な業務内容に応じた発注方式事例（道路事例）

(注) 上図は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。

【河川事業】

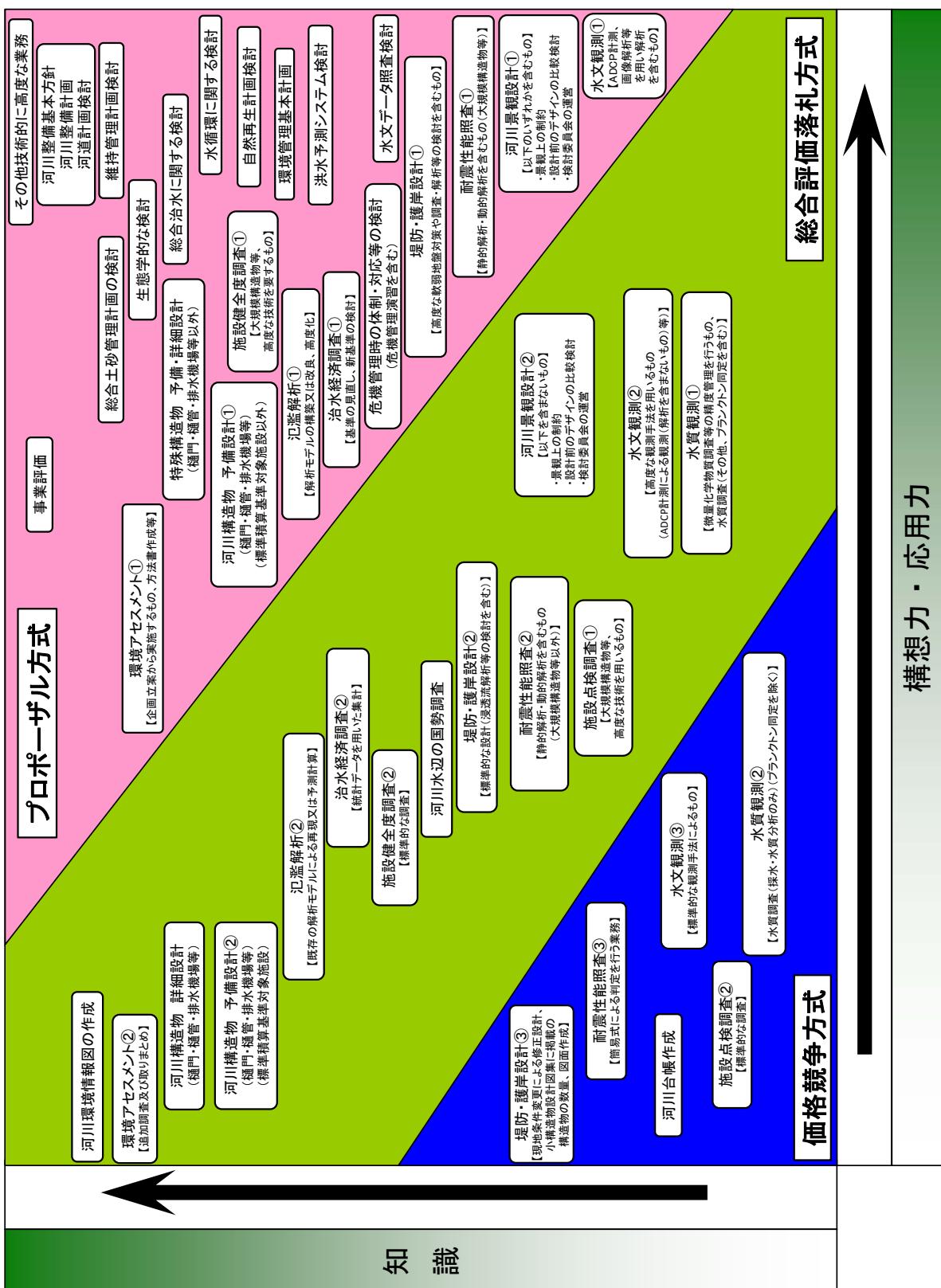


図 I - 2. ②標準的な業務内容に応じた発注方式事例（河川事例）

(注) 上図は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。

【測量調査】

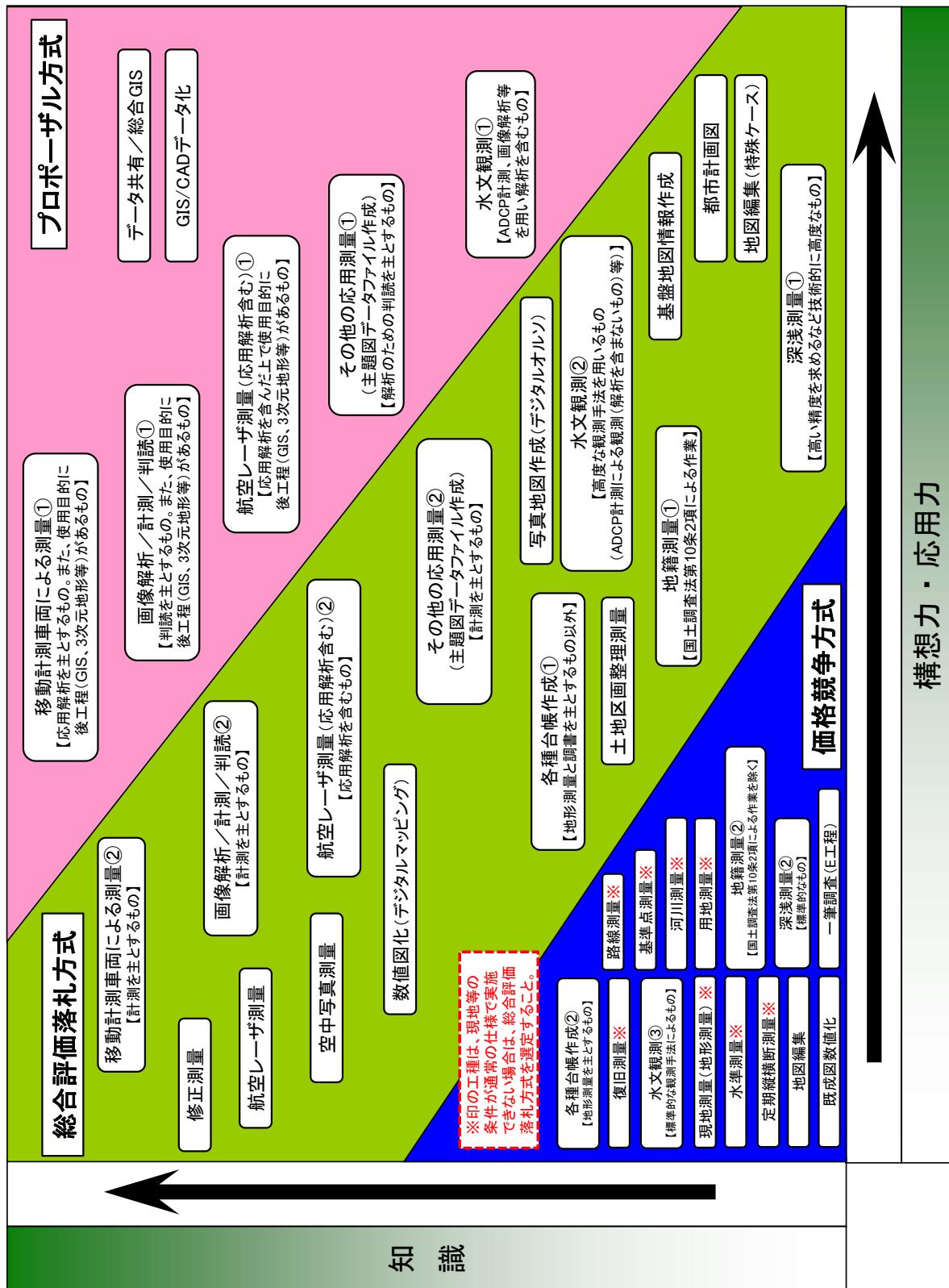


図 I - 2. ③標準的な業務内容に応じた発注方式事例（測量調査）

(注) 上図は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。

【地質調査】

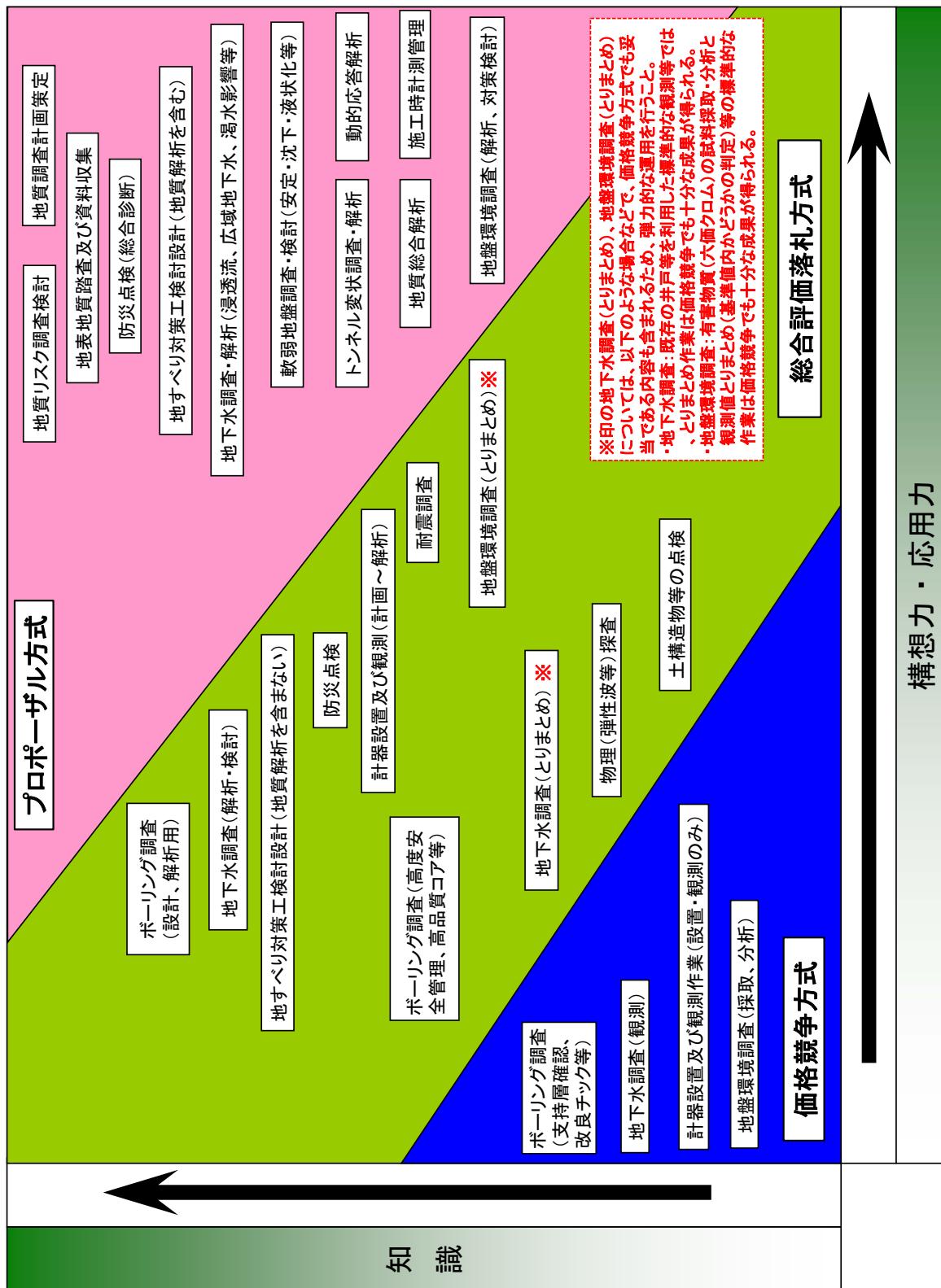


図 I - 2. ④標準的な業務内容に応じた発注方式事例（地質調査）

(注) 上図は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。

【都市事業】

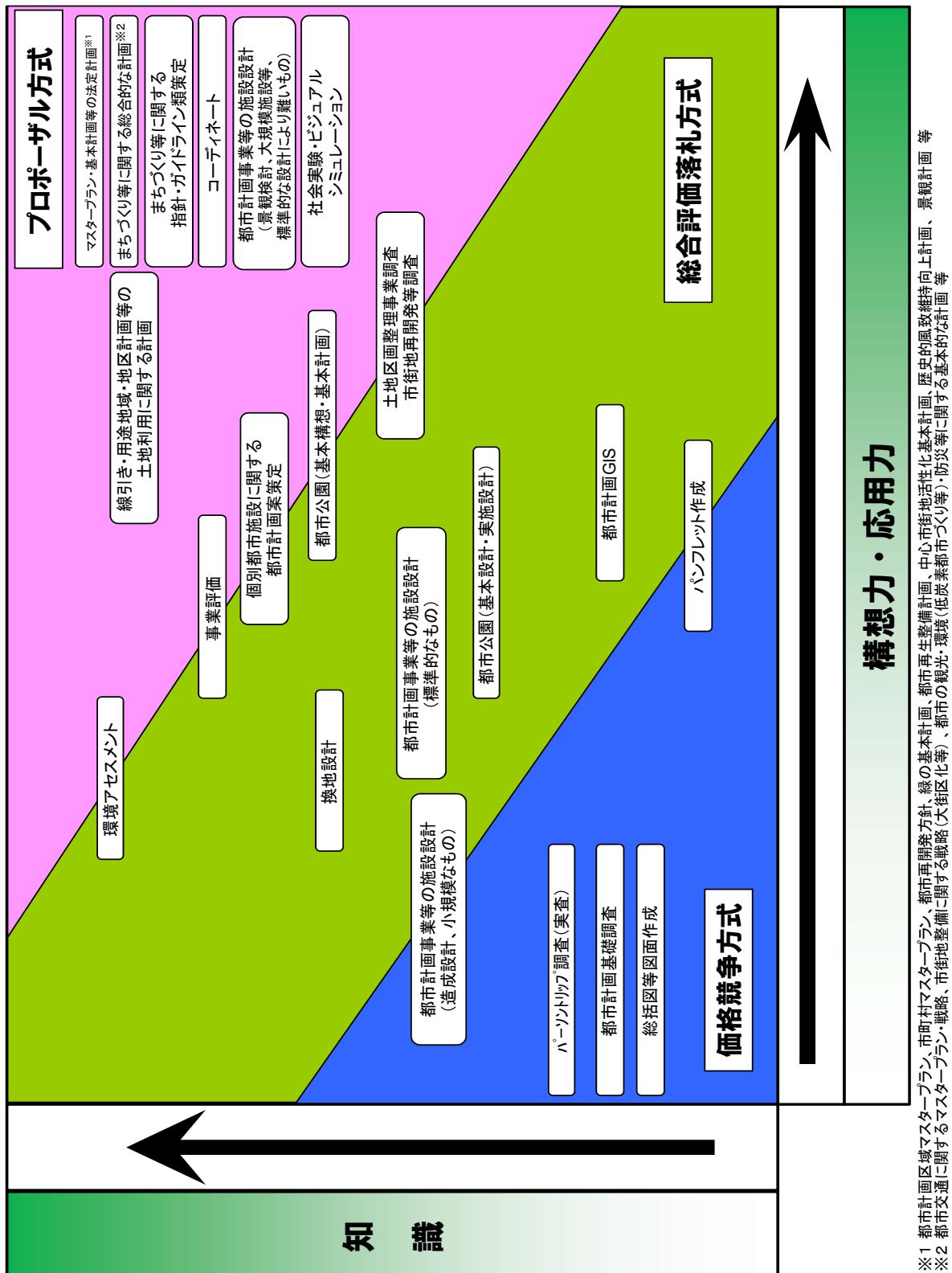


図 I - 2. ⑤標準的な業務内容に応じた発注方式事例（都市事業）

(注) 上図は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。

【下水道事業】

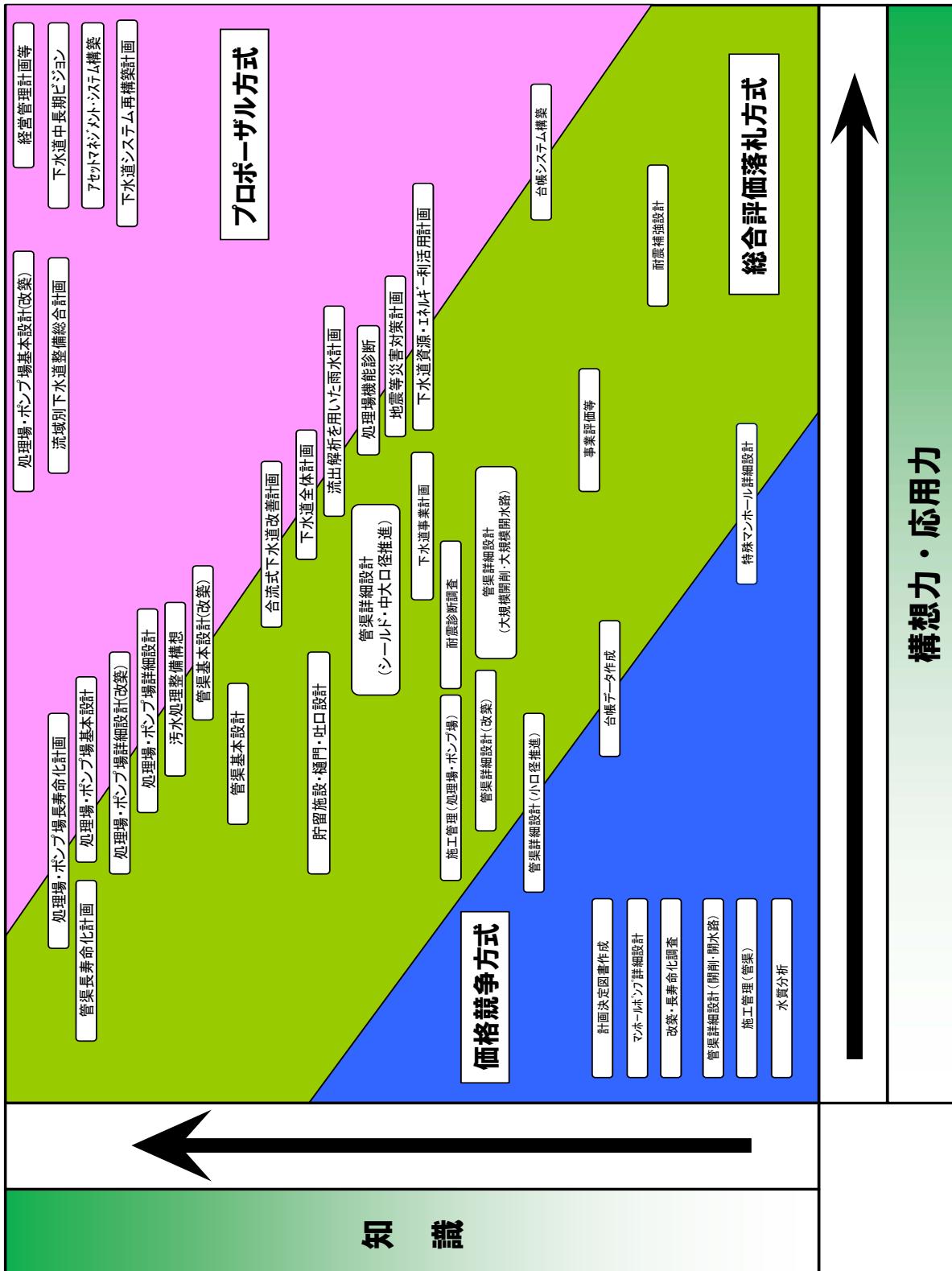


図 I-2. ⑥標準的な業務内容に応じた発注方式事例（下水道事業）

(注) 上図は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。

2. 競争参加資格要件等

2-1. 競争参加資格要件及び提出資料等

○プロポーザル方式

参加申込みにあたっては、下表の資格要件を付すとともに指定の資料の提出を義務付ける。

	要件	参加資格	選定要件	特定要件
企業	予決令第70及び71条に該当しないこと	○	—	—
	当局の有資格者であること	○	—	—
	指名停止を受けている期間中でないこと	○	—	—
	暴力団関係の排除	○	—	—
	技術提案提出者との資本関係がないこと	○	—	—
	資格要件 建設コンサルタント 登録等	土木建設コンサル	○	—
		地質調査	○	—
		測量	○	—
	発注業務と同種・類似の業務の実績	○	○	—
	過去2年度間の平均業務成績が一定の点数以上であること	○	—	—
	管内常駐技術者数	—	○	—
	地域貢献度（災害協定締結の有無）	—	—	—
	自己資本比率	—	○	—
	瑕疵担保力	—	○	—
	法令の遵守状況	—	○	—
	成績・表彰	○	○	—
	事故及び不誠実な行為	—	—	—
	業務拠点（企業の所在地）	—	—	—
	その他	—	○	—
管理技術者 ・ 管理補助技術者	技術者資格・経験	○	○	○
	同種・類似業務の実績	○	○	○
	地域精通度（近隣地域での業務実績）	—	○	○
	成績・表彰	—	○	○
	手持ち業務量	○	○	○
	過去2年度間の平均業務成績が一定の点数以上であること	○	—	—
担当技術者	当該部門の従事期間	—	○	○
	C P Dの取得状況	—	—	○
	技術者資格・経験	—	—	○
	同種・類似業務の実績	—	—	○
	地域精通度	—	—	○
	成績・表彰	—	—	○
照査技術者	当該部門の従事期間	—	—	○
	C P Dの取得状況	—	—	○
	技術者資格・経験	—	—	○
	同種・類似業務の実績	—	—	○
	地域精通度	—	—	—
	成績・表彰	—	—	—
実施体制（再委託等）		○	○	—
実施方針等（ヒアリング含む）		—	—	○
評価テーマに対する提案		—	—	○
参考見積（業務コストの妥当性）		—	—	○

○：原則として設定

◎：必要に応じて設定

—：原則として設定しない

○総合評価落札方式

参加申込みにあたっては、下表の資格要件を付すとともに指定の資料の提出を義務付ける。

	要件	参加資格	指名要件	技術評価
企業	予決令第70及び71条に該当しないこと	◎	—	—
	当局の有資格者であること	◎	—	—
	指名停止を受けている期間中でないこと	◎	—	—
	暴力団関係の排除	◎	—	—
	入札参加者との資本関係がないこと	◎	—	—
	資格要件	—	◎	—
	建設コンサルタント	—	◎	—
	登録等	—	—	—
	測量	◎	—	—
	発注業務と同種・類似の業務の実績	◎	◎	—
	過去2年度間の平均業務成績が一定の点数以上であること	◎	—	—
	管内常駐技術者数	—	○	—
	地域貢献度（災害協定締結の有無）	—	○	—
	自己資本比率	—	○	—
	瑕疵担保力	—	○	—
	法令の遵守状況	—	○	—
	成績・表彰	◎	◎	—
	事故及び不誠実な行為	—	—	—
	業務拠点（企業の所在地）	○	○	—
	その他	—	○	—
管理技術者・管理補助技術者	技術者資格・経験	◎	◎	◎
	同種・類似業務の実績	◎	◎	◎
	地域精通度（近隣地域での業務実績）	—	○	○
	成績・表彰	—	◎	◎
	手持ち業務量	◎	◎	◎
	過去2年度間の平均業務成績が一定の点数以上であること	◎	—	—
	当該部門の従事期間	—	○	○
担当技術者	C P Dの取得状況	—	—	○
	技術者資格・経験	—	—	○
	同種・類似業務の実績	—	—	○
	地域精通度	—	—	○
	成績・表彰	—	—	○
	当該部門の従事期間	—	—	○
照査技術者	C P Dの取得状況	—	—	○
	技術者資格・経験	—	—	○
	同種・類似業務の実績	—	—	○
	地域精通度	—	—	—
	成績・表彰	—	—	—
	当該部門の従事期間	—	—	○
C P Dの取得状況		—	—	○
実施体制（再委託等）		◎	◎	—
実施方針等（ヒアリング含む）		—	—	◎—※
評価テーマに対する提案（標準型のみ）		—	—	◎

◎：原則として設定

○：必要に応じて設定

—：原則として設定しない

※標準型はヒアリングの省略可、簡易型は原則ヒアリング実施しない。

3. 特定及び落札者の決定

3-1. プロポーザル方式

プロポーザル方式は競争性のある随意契約であり、基本的に、特定された後は随意契約に準じて契約締結を行う。

3-2. 総合評価落札方式

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高い者を落札者とする。評価値の算出方法としては、原則として加算方式とする。

① 評価値の算出方式

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

② 価格評価点の設定の考え方

技術評価点の満点を 60 点とし、価格評価点の配分点を 20 点から 60 点の範囲で決定する。各入札者の価格評価点は、以下の計算式により算出する。

$$\text{価格評価点} = [\text{価格評価の配分点}] \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

③ 技術評価点の算出方式

技術評価点は、下記の計算式により算出する。

$$\text{技術評価点} = 60 \text{ 点} \times \frac{\text{技術評価の得点合計}}{\text{技術評価の配点合計}}$$

4. 情報公開

手続の透明性・公平性を確保するため、選定・特定（プロポーザル方式）、指名・入札（総合評価落札方式）の評価に関する基準、特定方法（プロポーザル方式）や落札者の決定方法（総合評価落札方式）については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。

また、技術提案書提出者や入札参加者の技術評価点について記録し、プロポーザル方式においては特定後、総合評価落札方式においては契約後、速やかに公表する。

4-1. プロポーザル方式

①手続開始時

プロポーザル方式の適用業務では、業務説明書において以下の事項を明記する。

- 1) プロポーザル方式の適用の旨
- 2) 参加資格
 - ・単体企業
 - ・設計共同体
- 3) 技術提案書の提出者を選定するための基準
- 4) 技術提案書の特定のための評価に関する基準

②特定後

プロポーザル方式を適用した業務において特定者が決定した場合は、速やかに以下の事項を公表する。

- 1) 特定した業者名
- 2) 各業者の技術評価点

※「予定技術者の資格及び実績等」、「予定技術者の成績及び表彰」「実施方針」「評価テーマ」の4項目それぞれの得点小計及び得点合計を公表

③苦情及び説明要求等の対応

プロポーザル方式の審査結果については、技術提案提出者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

また、特定されなかった技術提案提出者から特定に関する情報提供依頼があった場合には、当該提出者と特定された者のそれぞれの項目別の得点を提供する。

4－2. 総合評価落札方式（標準型及び簡易型）

①手続開始時

総合評価落札方式の適用業務では、入札説明書等において以下の事項を明記する。

- 1) 総合評価落札方式の適用の旨
- 2) 参加資格
 - ・単体企業
 - ・設計共同体
- 3) 指名されるために必要な要件
 - ・入札参加者に要求される資格
 - ・入札参加者を選定するための基準
- 4) 総合評価に関する事項
 - ・落札者の決定方法
 - ・総合評価の方法

②落札者決定後

総合評価落札方式を適用した業務において落札者を決定した場合は、速やかに以下の事項を公表する。

- 1) 業者名
 - 2) 各業者の技術評価点
- ※「予定技術者の資格及び実績等」、「予定技術者の成績及び表彰」「実施方針」「評価テーマ」の4項目（簡易型の場合は、「評価テーマ」を除く3項目）それぞれの得点小計及び得点合計を公表

③苦情及び説明要求等の対応

総合評価の審査結果については、入札者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

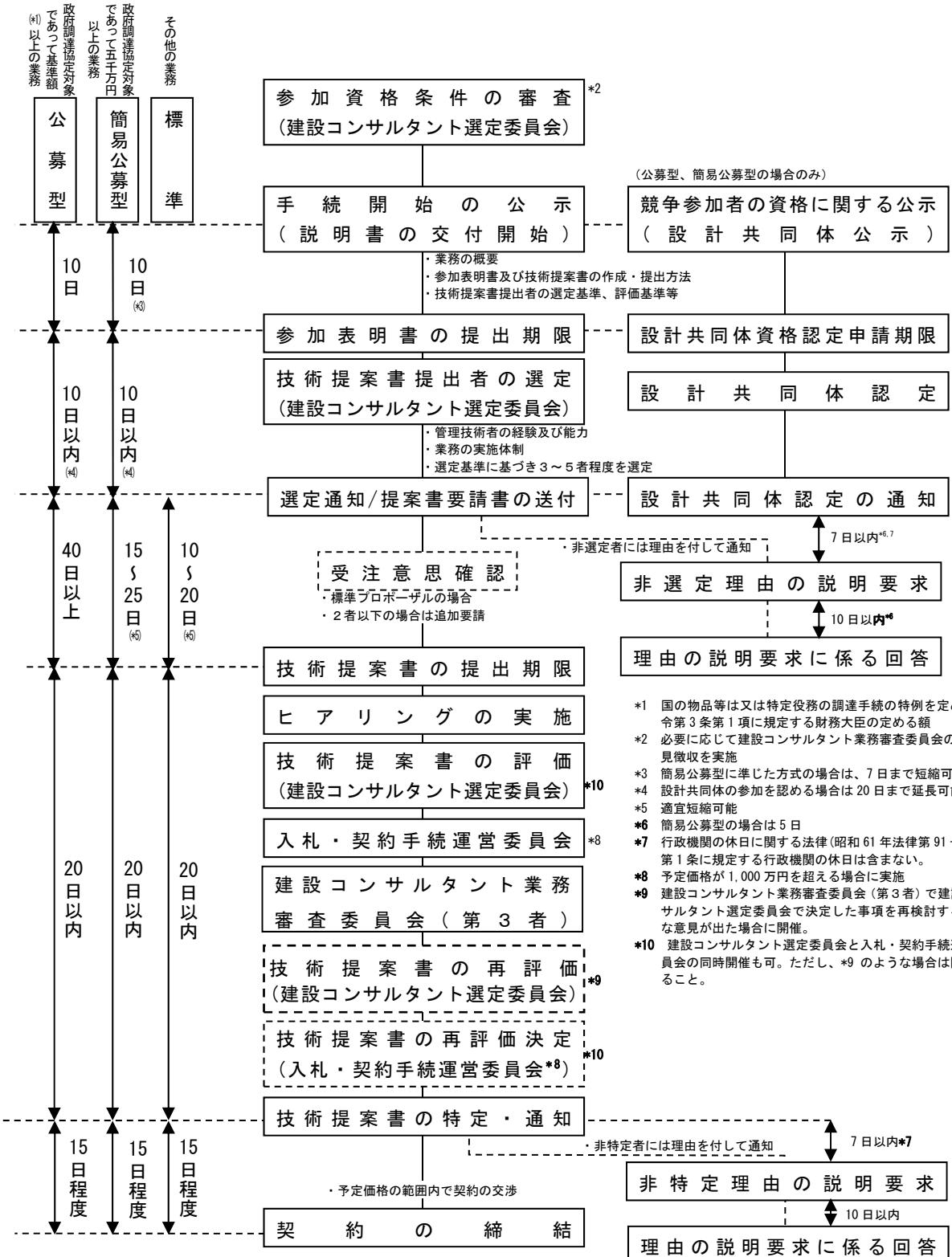
II. プロポーザル方式及び総合評価落札方式

1. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の実施手順

1-1. 具体的な実施手順

(1) プロポーザル方式の実施手順

プロポーザル方式を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。日数については業務の内容に応じ短縮可能とする。



(2) 総合評価落札方式（標準型）の実施手順

総合評価落札方式（標準型）を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。日数についても業務の内容に応じ短縮可能とする。

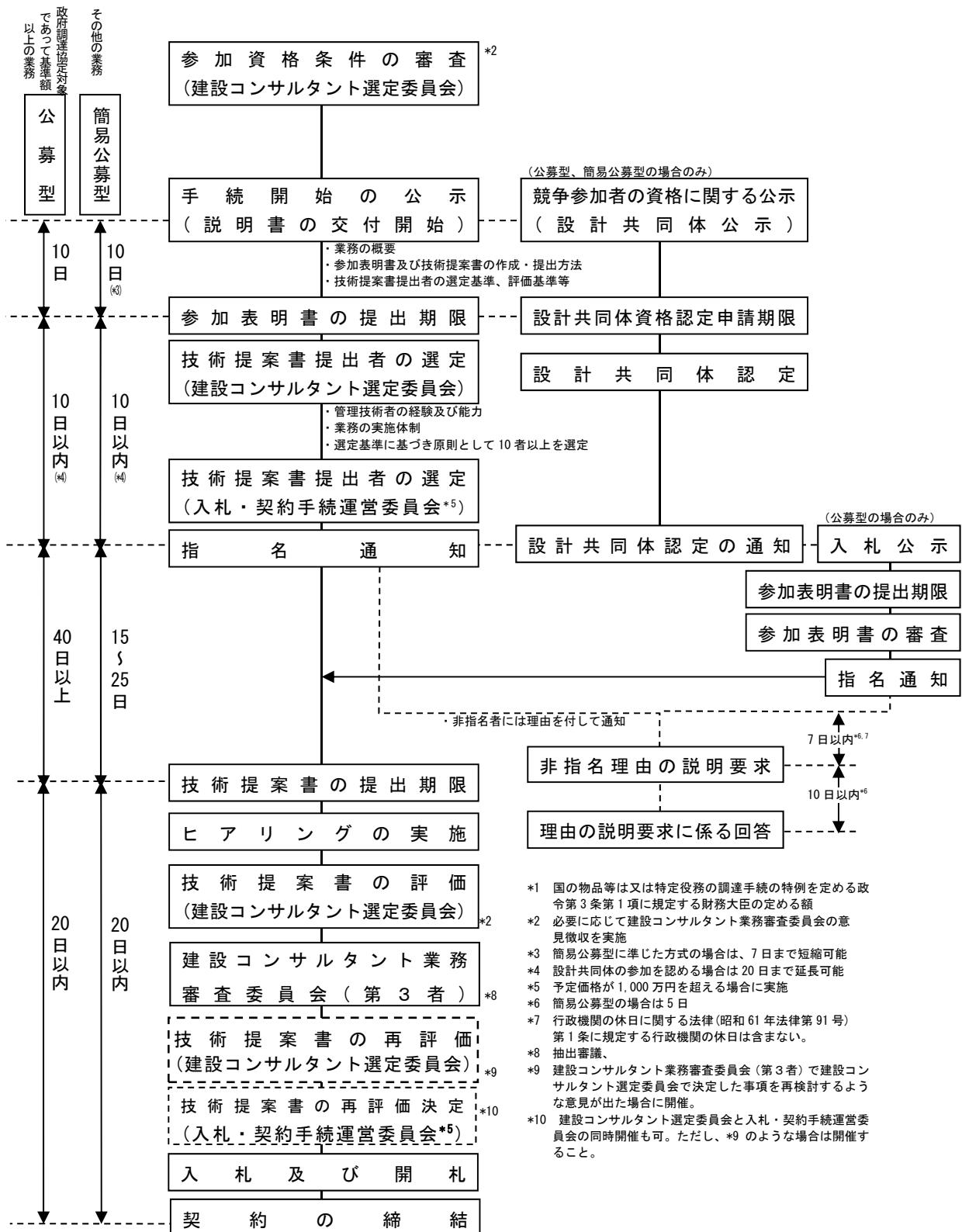
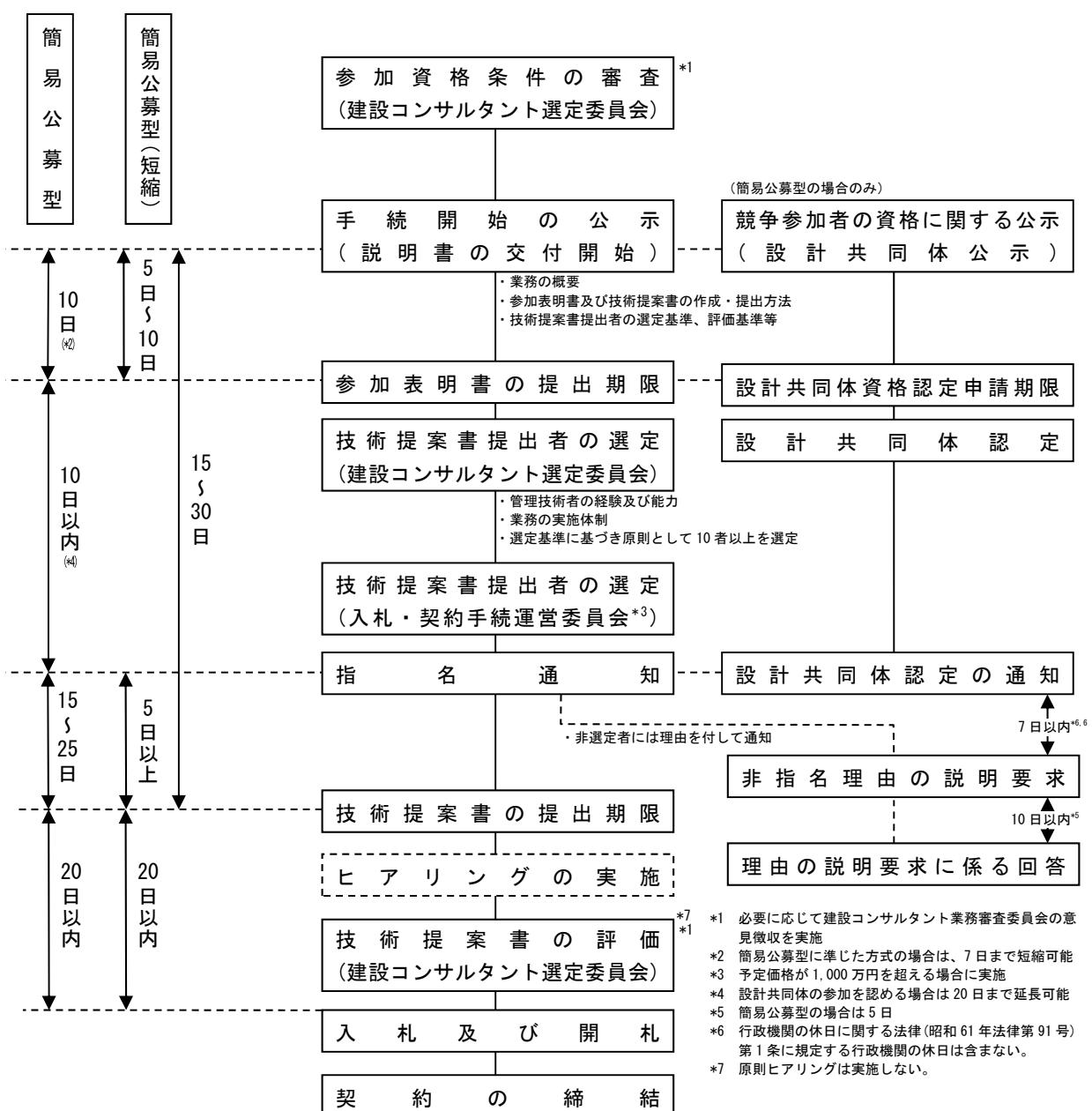


図 II-2 総合評価落札方式（標準型）の実施手順

(3) 総合評価落札方式（簡易型）の実施手順

総合評価落札方式（簡易型）を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。日数については業務の内容に応じ短縮可能とする。

また、総合評価落札方式（簡易型）では、簡易公募型もしくはそれに準ずる方式を採用する場合において、参加表明書の作成手続きと技術提案書の作成手続きを併行して実施することにより、手続きに要する期間の短縮を図ることとする。



図II-3 総合評価落札方式（簡易型）の実施手順

- *1 必要に応じて建設コンサルタント業務審査委員会の意見収集を実施
- *2 簡易公募型に準じた方式の場合は、7日まで短縮可能
- *3 予定価格が1,000万円を超える場合に実施
- *4 設計共同体の参加を認める場合は20日まで延長可能
- *5 簡易公募型の場合は5日
- *6 行政機関の休日に関する法律(昭和61年法律第91号)
第1条に規定する行政機関の休日は含まない。
- *7 原則ヒアリングは実施しない。

2. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価

2-1 審査・評価に関する基本的な考え方

(1) 配点の基本的考え方

- 参加表明者（企業）や予定技術者の「資格・実績等」よりも「成績・表彰」の配点割合を高くする。ただし、「成績・表彰」を重視しすぎることにより企業の新規参入や若手技術者の起用を阻害しないよう配慮する。
- 参加表明者（企業）の評価よりも予定技術者の評価を重視する。
- 実施方針、評価テーマに関する技術提案を重視（技術提案に対する配点合計の 50%以上）する。

(2) 選定・指名段階における配点

- プロポーザル方式及び総合評価落札方式の選定・指名段階における参加表明者（企業）の「資格・実績等」「成績・表彰」及び予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」に対する評価の重み付けは、以下の表の通りとする。
- ※業務内容に応じ、評価の重み付けを適宜設定することができるものとする。

表II-1 選定・指名段階における配点重み付け（プロポーザル方式・総合評価落札方式共通）

評価項目	参加表明者（企業）		予定技術者	
	資格・実績等	成績・表彰	資格・実績等	成績・表彰
評価の重み付け	15% (▲5%)	35% (▲10%)	15% (+5%)	35% (+10%)

注1：() 内は標準的な配点の重み付けに対し、変動させて良い幅を示す。

注2：→は、変動幅の中で移転させて良い重み付けの行き先を示す。

(3) 特定・入札段階における配点

- プロポーザル方式の特定段階における予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」及び「実施方針」「評価テーマに対する技術提案」に対する評価の重み付けは、以下の表の通りとする。

※業務内容に応じ、評価の重み付けを適宜設定することができるものとする。

表II-2 プロポーザル方式の特定段階における配点ウェート

評価項目		予定技術者		技術提案等	
		資格・実績等	成績・表彰	実施方針	評価テーマに対する技術提案等
評価の重み付け	総合評価型	10% (▲5%)	15% (+5%)	25% (▲12.5%)	50% (+12.5%)

注1：()内は標準的な配点の重み付けに対し、変動させて良い幅を示す。

注2：→は、変動幅の中で移転させて良い重み付けの行き先を示す。

- 総合評価落札方式の入札段階における予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」及び「実施方針」「評価テーマに対する技術提案」に対する評価の重み付けは、以下の表の通りとする。

※業務内容に応じ、評価の重み付けを適宜設定することができるものとする。

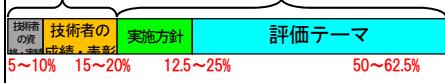
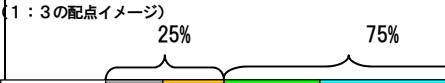
表II-3 総合評価落札方式の入札段階における配点ウェート

評価項目		予定技術者		技術提案等	
		資格・実績等	成績・表彰	実施方針	評価テーマに対する技術提案等
評価の重み付け	1:3 の場合	10% (▲5%)	15% (+5%)	25% (▲12.5%)	50% (+12.5%)
	1:2 の場合	15% (▲7.5%)	18% (+7.5%)	30% (▲15%)	37% (+15%)
	1:1 の場合	25% (▲12.5%)	25% (+12.5%)	50%	—

注1：()内は標準的な配点の重み付けに対し、変動させて良い幅を示す。

注2：→は、変動幅の中で移転させて良い重み付けの行き先を示す。

図II-4に、これらを踏まえた技術評価の基本的な考え方を示す。

調達方式	選定・指名段階の技術評価	特定・入札段階の技術評価				技術提案の内容	ヒアリングの実施	価格点：技術点の設定
①プロポーザル方式の評価項目		5者を選定 ➡	25% 	75%		実施方針および評価テーマ	実施	—
②総合評価落札方式（標準型）の評価項目		原則10者を指名 ➡	(1:3の配点イメージ) 25%  (1:2の配点イメージ) 33% 	75%		実施方針および評価テーマ	実施	1:3 1:2
③総合評価落札方式（簡易型）の評価項目		原則10者を指名 ➡	(1:1の配点イメージ) 50% 	50%		実施方針のみ	実施	1:1 ※業務の難易度に応じて1:2も使用可

図II-4 建設コンサルタント業務等における技術評価の基本的な考え方

(4) 技術者資格等の設定の考え方

- 技術者の評価に当たっては、発注する業務内容に応じて、必要な技術者資格等を設定し、その技術者資格等を有する者に該当することを評価項目として設定するものとする。
- 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年国土交通省告示第1107号。以下「登録規程」という。）に基づく民間資格の登録制度が創設されたことを踏まえ、登録規程第5条第2項に規定する公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿（以下単に「技術者資格登録簿」という。）における「資格が対象とする区分」の「施設分野等」、「業務」及び「知識・技術を求める者」の区分に応じて、技術者評価の対象資格とするものとする。
- 技術者資格等に関する評価項目は、管理技術者、担当技術者及び照査技術者それぞれに対して、表II-4に定めるところにより設定するものとする。
- 技術者の評価における技術者資格等の順位は、設定する資格が技術者資格登録簿に登録がない場合は表II-5に掲げる区分、技術者資格登録簿に登録がある場合は表II-5-1に掲げる区分による。

表II-4 技術者資格等の設定の考え方

技術者資格登録簿における 技術者資格等の登録状況	評価対象 技術者	プロポーザル方式		総合評価落札方式	
		選定段階	特定段階	指名段階	入札段階
登録がない場合	管理技術者	◎ ¹	◎ ¹	◎ ¹	◎ ¹
	担当技術者	—	○	—	○
	照査技術者	—	◎ ³	—	◎ ³
管理技術者に係る資格のみ 登録がある場合	管理技術者	◎ ²	◎ ²	◎ ²	◎ ²
	担当技術者	—	○	—	○
	照査技術者	—	◎ ³	—	◎ ³
担当技術者に係る資格のみ 登録がある合	管理技術者	◎ ¹	◎ ¹	◎ ¹	◎ ¹
	担当技術者	—	◎ ²	—	◎ ²
	照査技術者	—	◎ ³	—	◎ ³
管理技術者及び担当技術者に係る 資格の登録がある場合	管理技術者	◎ ²	◎ ²	◎ ²	◎ ²
	担当技術者	—	◎ ²	—	◎ ²
	照査技術者	—	◎ ³	—	◎ ³
管理技術者及び照査技術者に係る 資格の登録がある場合	管理技術者	◎ ²	◎ ²	◎ ²	◎ ²
	担当技術者	—	○	—	○
	照査技術者	—	◎ ⁴	—	◎ ⁴

◎¹：原則として設定する項目（表II-5適用）◎²：原則として設定する項目（表II-5-1適用）◎³：照査技術者を配置する場合、原則として設定する項目（表II-5適用）◎⁴：照査技術者を配置する場合、原則として設定する項目（表II-5-1適用）

○：必要に応じて設定する項目（表II-5適用）

—：設定しない項目

表Ⅱ－5 技術者資格等の区分（技術者資格登録簿に登録がない場合）

① 技術士
博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）
② R C C M
地質調査技士（地質調査分野に適用）
土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】（土木関係分野に適用）
コンクリート診断士（コンクリート構造物の維持・修繕に適用）
土木鋼構造診断士（鋼構造物の維持・修繕に適用）等

表Ⅱ－5－1 技術者資格等の区分（技術者資格登録簿に登録がある場合）

① 技術士
博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）
② 国土交通省登録技術者資格
③ 上記以外のもの（国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの）

注1：「国土交通省登録技術者資格」とは、技術者資格登録簿に登録されている資格のことをいう。（参考：国土交通省ホームページ「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格について」http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html）

注2：外国の建設コンサルタント等から、外国資格に基づく有資格者認定の申請があった場合は、「土木に関する外国の建設コンサルタント等において資格を有する者の建設大臣認定について」（平成6年12月27日付け建設省経振発第100号）に定めるところにより、あらかじめ技術士又はR C C Mに相当するとの旧建設大臣（建設経済局建設振興課）又は国土交通大臣（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）による認定を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合も参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

（5）設計共同体の取扱いについて

○プロポーザル方式又は総合評価落札方式により調達手続きを行うときは、単体業者に加え、設計共同体にも参加を認めるものとする。ただし、設計共同体によることで業務が必要以上に細分化され非効率となる等、設計共同体の参加を認めることが適当でないものについては、この限りではない。

また、設計共同体の参加を認める業務については、1件につき予定価格が一定の金額以上などの金額基準を設けないものとする。

○設計共同体の構成員の組合せは、当該発注に係る業務内容に対応する業種区分の有資格業者の組合せとするものとし、業務内容に応じて、異なる業種区分の有資格業者の組合せによる設計共同体も認めるものとする。

○設計共同体の構成員及び技術者に対して業務実績及び業務成績等を付与するものとする。

（6）地域要件の設定について

○プロポーザル方式においては、原則として地域要件を設定しない。地域貢献度は評価しない。地域精通度は必要に応じ技術者評価（選定・特定段階）の指標とする。

ただし、測量、現地調査・作業等を伴う業務においては、これらを円滑に実施できることが品質確保の面から重要であることから、地域精通度による評価を積極的に活用することとする。

- 総合評価落札方式においては、業務実施可能者数を勘案した上で、必要に応じ地域要件（一定の地域内における「本店」または「本店、支店又は営業所」の有無）を設定する。地域貢献度（一定の地域内における災害協定締結の有無等）は必要に応じ企業の評価（指名段階のみ）の指標とする。地域精通度（一定地域内における企業・技術者の同種・類似業務実績の有無）は必要に応じ技術者評価（指名・入札段階）の指標とする。ただし、測量、現地調査・作業等を伴う業務においては、これらを円滑に実施できることが品質確保の面から重要であることから、地域精通度による評価を積極的に活用することとする。
- 各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合は、プロポーザル方式、総合評価落札方式に関わらず、地域要件は設定しない。
- 大規模災害対応等の機能維持のためにには、発災直後における現地確認や点検、応急復旧等即時対応できる機動性を有する地域企業の確保が不可欠であり、地域の建設コンサルタントの技術力向上、健全育成、有効活用等を図る必要がある。このため、総合評価落札方式、価格競争方式における業務発注に当たっては、地域の建設コンサルタントの健全育成も考慮して要件等を設定すること。
- 価格競争方式においては、業務実施可能者数を勘案した上で地域要件等を適宜設定するものとする。※ 概ね10者以上確保

発注方式別の地域要件・地域貢献度及び地域精通度の考え方

	地域要件 注1)	地域貢献度 注2)	地域精通度 注3)
プロポーザル方式	×	×	○ (技術者評価の選定・特定段階)
総合評価落札方式	○	○ (企業評価の指名段階)	○ (技術者評価の指名・入札段階)
価格競争方式	◎ (十分な競争参加者数が確保されない場合はこの限りでない)	○	○ (指名競争を行う場合の指名時の評価指標として、一定の地域内における企業・技術者の同種・類似業務の有無を評価する場合がある)

◎：適宜採用・評価する ○：必要に応じて採用・評価 ×：採用・評価しない

注1) 地域要件：一定の地域内における「本店」又は「本店、支店又は営業所の有無

注2) 地域貢献度：一定の地域内における災害協定締結の有無

注3) 地域精通度：一定の地域内における企業・技術者の業務実績の有無

(7) 業務表彰の取扱いについて

- プロポーザル方式で発注される業務において、他の地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務については、他地方整備局等の表彰も沖縄総合事務局の評価と同等の対象とする。また、国土交通省国土技術政策総合研究所長表彰については、局長表彰と同等評価とする。
なお、地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務とは、標準発注事例（図I-2）に記載されている業務を基本とする。
- 各地方整備局等に共通する業務を、沖縄総合事務局が代表となり発注する場合の技術評価（総合評価落札方式による場合も含む。）では、他の地方整備局等の表彰も沖縄総合事務局の表彰と同等に評価するものとする。
- 総合評価落札方式及び価格競争方式で発注される業務については、沖縄総合事務局における表彰を評価する。

発注方式別の表彰の考え方

	企業表彰	技術者表彰
プロポーザル方式	注 ¹ 全国	注 ¹ 全国
総合評価落札方式	注 ² 沖縄総合事務局のみ	注 ² 沖縄総合事務局のみ
価格競争方式	沖縄総合事務局のみ	沖縄総合事務局のみ

注1) 東北地方整備局においては技術者表彰がないため、企業表彰のみを評価の対象とする。

注2) 各地方整備局等に共通する業務を、沖縄総合事務局が発注する場合は、全国

(8) 同種・類似業務の基本的な考え方について

- 「同種業務」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、同種の技術内容によって行われた業務とする。
- 「類似業務」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、類似の技術内容によって行われる業務とする。
- 発注する業務内容（重要かつ大規模となる構造物等の技術内容に大きな差異が認められる場合等）から鑑みて、十分な競争環境に留意しつつ、建物用途、構造、規模、工法、内容等の条件を付すことができるものとする。
- 「同種業務」又は「類似業務」の実績は、国、都道府県、政令市の実績について評価する。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する）
- 同種・類似の設定にあたっては、十分な競争性を確保するため、参加可能業者数を確認のうえ、業務内容に応じ適切な設定を行うものとする。

3. 中立かつ公平な審査・評価

3-1. 第三者機関による審査の基本的な考え方

(1) 学識経験者等の意見聴取

プロポーザル方式及び総合評価落札方式（標準型）の実施方針及び複数の業務に共通する評価方法を定めようとするときは、学識経験者等の意見を聞くとともに、必要に応じ個別業務の評価方法、技術提案特定及び落札者決定について意見を聞く。

① 実施方針の策定

総合評価落札方式の適用業務を決定するにあたり、学識経験者等の意見を聴取する。

② 業務に共通する評価方法の策定

特定（プロポーザル方式）又は入札（総合評価落札方式）の評価に関する基準（評価項目、評価基準及び得点配分）及び特定する者又は落札者の決定方法を検討するにあたり、学識経験者等の意見を聴取する。

③ 個別業務における意見聴取

特に、プロポーザル方式の実施にあたっては、個々の現場条件により評価項目、得点配分等が大きく異なることや技術的に高度な提案がなされることが十分に考えられる。

この場合、業務特性に応じた適切な評価項目・基準の設定や、技術提案の審査を実施するにあたり、学識経験者等の意見を聴取する。

4. 評価内容の担保

プロポーザル方式及び総合評価落札方式（標準型及び簡易型）において、契約の相手方として特定された者又は落札決定を受けた者が行った実施方針及び評価テーマに係る技術提案の内容を、適切に契約条件として反映するものとする。

(1) プロポーザル方式における評価内容の担保方法

① 技術提案の特記仕様書への反映の徹底

プロポーザル方式で特定された技術提案書の内容については、業務の特記仕様書に適切に反映するものとする。

反映する内容としては、次のようなものが挙げられる。

- ・ 特定した技術提案において、他者と比較して優位だった内容
- ・ 特定した技術提案に記載されている、当初予定していた検討項目に関する具体的な調査手法、新技術等
- ・ 特定した技術提案に記載されている新たな追加検討項目等

特定後に技術提案を反映しやすいように、プロポーザル方式手続き前の特記仕様書案の記載を工夫すること。

（特記仕様書案の記載例）

○○○○○○○○について調査する。なお、具体的な調査手法については、プロポーザル方式の手続きにおいて提出された技術提案の内容を受けて決定するものとする。

②反映内容の担保

特記仕様書に反映された技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の業務執行に係る過失に伴う減点の「業務執行上の過失」として、評価項目（その他）にチェックして、3点減点するものとする。

(2) 総合評価落札方式（標準型及び簡易型）における評価内容の担保方法

①契約書における明記

総合評価落札方式で落札者を決定した場合は、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかつた場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

契約書に記載し履行を確保する内容には、標準レベルの提案内容ととらえて加点を行わなかつた内容も含めるものとする。

②評価内容の担保

契約書に明記された技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかつた場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の業務執行に係る過失に伴う減点の「業務執行上の過失」として、評価項目（その他）にチェックして、3点減点するものとする。